れない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{20} ＝ 0.066

O_{21} ＝ 0.065
O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.043
O_{27} ＝ 0.001

O_{28} ＝ 0.0010
O_{29} ＝ 0.0010

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意

は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

O_{19} ＝ 0.066
O_{20} ＝ 0.066

O_{21} ＝ 0.065
O_{22} ＝ 0.045
O_{23} ＝ 0.044
O_{24} ＝ 0.044
O_{25} ＝ 0.044
O_{26} ＝ 0.003
O_{27} ＝ 0.001

O_{28} ＝ 0.0010

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から